

公益財団法人東京 YWCA 留学生助成事業  
東京 YWCA「留学生の母親」運動奨学金支給規程

第1条（目的）

この規程は、公益目的事業1における留学生助成事業を円滑に行うため、募集要項等必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（奨学金の名称）

この規程で定める奨学金の名称を東京 YWCA「留学生の母親」運動奨学金（以下、「この奨学金」という。）と呼ぶ。

第3条（この奨学金の目的）

この奨学金は、日本で勉強する私費外国人留学生のうち、勉学に意欲的で、かつ経済的に困難な学生に対し、留学の目的が達成できるよう奨励すること、YWCAの理想である差別のない平和な社会の実現を目指して、将来活躍してくれる留学生を支援することを目的とする。

第4条（この奨学金の支給の範囲）

この奨学金で募集する範囲は、以下の通りとする。

- （1）日本で学ぶ外国人留学生のうち、「留学」の在留資格を有する私費留学生
  - （2）日本の大学（学部）、短期大学、専門学校のいずれかに在籍する1年生及び2年生
- 2 前項のうち、専門学校で日本語教育課程に在籍する学生は対象範囲としない。

第5条（応募の要件）

この奨学金に応募する要件は次の通りとする。

- （1）東京 YWCA 会館で実施する面接および年3回の報告会に出席できること。
- （2）年間総額 36 万円を超える他の奨学金またはそれに類するものを受けていないこと。

第6条（奨学金の種類）

この奨学金は、給付型奨学金とする。

第7条（支給の期間と支給の仕方）

この奨学金を給付等する期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間とし、年2回、7月と翌年1月の末日に均等割りで奨学生個人が開設する金融機関の口座に振り込むものとする。

第8条（支給額）

この奨学金の支給額は、1人月額3万円、年36万円とする。

#### 第9条（支給人数）

この奨学金の支給人数は、予め理事会、評議員会で承認された予算に基づき決定する。

2 予算案は、「留学生の母親」委員会が、社会情勢やその時々国際関係を念頭に、指定寄付と留学生奨学金特定資産の残高をもとに支給人数を決定、予算化するものとする。

#### 第10条（応募の手続き）

この奨学金に応募する日本で学ぶ外国人留学生は、次の書類を提出するものとする。

- （1）申込書（応募する本人が1年以内に撮影した写真を添付）
- （2）推薦書（在籍する学校の教員。ただし1年生は最終在籍の教育機関からの教員推薦も可）
- （3）学業成績証明書
- （4）在学証明書
- （5）作文（留学の目的800字と奨学金小委員会が指定したテーマ600字の2本）
- （6）合否返信用封筒
- （7）その他、奨学金小委員会が認めるもの

#### 第11条（選考）

この奨学金の応募者の選考は、奨学金小委員会が行う。

#### 第12条（採否の通知）

採否の結果は、奨学金小委員会が、応募者本人に通知する。

#### 第13条（奨学金の停止および休止）

奨学生（この奨学金の受給者）は、次の各号に該当する場合、速やかに奨学金小委員会に連絡しなければならない。

- （1）当該奨学金の支給が決まったとき、または支給中に年間総額36万円を超える他の奨学金の支給が決まったとき
- （2）休学、転学、停学その他の処分を受けたとき、または長期欠席したとき
- （3）応募書類に偽りの記入があったとき
- （4）その他、奨学生として適当でない事実があったとき

2 前項の届を奨学生が怠ったとき、または前項の事実が支給後に分かった場合、奨学金の停止及び休止または返還を求める場合がある。

#### 第14条（奨学生の義務）

奨学生は次のことを遵守するものとする。

- （1）東京YWCA会館で開催する年3回の報告会に出席すること。
- （2）成績証明書および生活状況報告書の提出すること。

2 奨学生は、住所、電話番号、メールアドレスその他連絡先の変更があったときは直ちに事務局に届け出なければならない。

#### 第 15 条（臨時奨学金）

天災、感染症等により緊急を要する事案が発生した場合、理事会の決議を経て、臨時の奨学金を設定することができる。

2 支給期間、支給額、支給人数、応募の手続き、選考等は、奨学金小委員会が設計し、「留学生の母親」委員会を通して平和と人権事業部の議を経て、理事会が決定するものとする。

#### 第 16 条（規程の改廃）

この規程の改廃は、「留学生の母親」委員会及び平和と人権事業部を経て理事会が行う。

#### 附則

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。